

南三陸町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例（案）について

## 1 背景（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の制定）

国では、社会保障、税及び災害対策の分野における行政運営の効率化を図り、国民にとって利便性の高い、公平・公正な社会を実現するための社会基盤として番号制度を導入することとし、平成25年5月31日に番号法を公布しました。

番号法の施行日は、個人番号の通知が平成27年10月5日、個人番号の利用が平成28年1月1日とされました。

## 2 南三陸町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例（以下「独自利用条例」という。）の趣旨

独自利用条例は、番号法第9条第2項において「地方公共団体の長その他の執行機関は、福祉、保健若しくは医療その他の社会保障、地方税又は防災に関する事務その他これらに類する事務であって条例で定めるものの処理に関して保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができる。」と規定されていることを踏まえ、行政事務及び行政手続の効率化を図るため、新たに制定しようとするものです。

## 3 独自利用条例の概要

### （1） 個人番号の独自利用（第4条第1項関係）

町では、次の事務において個人番号を利用します。

- ① 南三陸町子ども医療費の助成に関する条例（平成17年南三陸町条例第102号）による助成金の交付に関する事務
- ② 南三陸町心身障害者医療費の助成に関する条例（平成17年南三陸町条例第103号）による助成金の交付に関する事務
- ③ 南三陸町母子・父子家庭医療費の助成に関する条例（平成17年南三陸町条例第104号）による助成金の交付に関する事務

### （2） 庁内連携による利用

町では、次のとおり庁内連携により個人番号を利用します。

#### （第4条第2項関係）

番号法で定められた事務で保有する特定個人情報（個人番号を含む個人情報）を番号法で定められている他の事務で利用します。

例）児童手当等の申請、国民健康保険等に係る保険税賦課の際に、地方税等に関する特定個人情報を利用することで、所得証明書の添付の省略や事務の効率化を図ります。

#### （第4条第3項関係）

（1）の事務において、地方税等に関する特定個人情報を利用することで、所得証明書の提出を省略します。

## 4 今後の予定及び施行予定日

条例制定に係る議案は、平成27年9月の南三陸町議会定例会に付議することを予定します。

なお、この条例は、番号法附則第1条第4号に定める日（平成28年1月1日）から施行することを予定します。